

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ ※
※ ※
※ ※
※ ※
※ ※
※ ※
※ ※
※ ※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

定 款

株式会社 CAC Holdings

株式会社 CAC Holdings 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社CAC Holdingsと称し、英文では、CAC Holdings Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すると共に、当該会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。

1. コンピュータシステムの統合、開発、保守
2. コンピュータシステムの総合運営管理
3. ソフトウェアパッケージの開発、調達、輸出入、販売
4. コンピュータおよび関連機器の開発、調達、輸出入、販売
5. コンピュータシステムによる情報処理、情報提供サービス
6. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、化粧品、医療機器、健康食品その他ヘルスケアに関する研究、開発、製造、調達、輸出入、販売、サービスおよびそれらに関する支援
7. ビジネス・プロセスのアウトソーシング事業
8. 前各号に関する教育、研修、指導
9. 前各号に関するコンサルティング
10. 労働者派遣事業
11. インターネットを利用した広告業
12. 図書刊行物の出版、販売
13. 前各号に付帯する一切の業務

② 当会社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、86,284,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ②前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使すべき株主または登録株式質権者とすることができ

る。

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条の2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章

取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、各自当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定された取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役)

第32条の2 会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、第32条の2第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事については法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、当該決議に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剩余金の配当)

第46条 当会社の剩余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剩余金の配当金の除斥期間)

第48条 剩余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の剩余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上